

勝浦町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 勝浦町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	供用開始年度：平成 8 年度 (供用開始後年数：30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和 4 年 4 月 1 日より法的 (一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	21.5人/ha (令和 6 年 3 月 31日)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区：横瀬処理区		
処 理 場 数	1処理場：横瀬地区汚水処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金と人員割額により算定しております。人員割額は、し尿雑排水と雑排水のみで料金が異なります。									
	一般家庭用 し尿雑排水 (単位：円/月)					一般家庭用 雑排水のみ (単位：円/月)				
	基本料金	520	770	880	1,100	基本料金	520	770	880	1,100
	1人	1,569	2,200	2,860	3,300	1人	937	1,320	1,760	1,980
	2人	2,089	2,970	3,850	4,400	2人	1,253	1,760	2,310	2,640
	3人	2,618	3,740	4,730	5,500	3人	1,569	2,200	2,860	3,300
	4人	3,137	4,400	5,720	6,600	4人	1,884	2,640	3,410	3,960
	5人以上	3,667	5,170	6,600	7,700	5人以上	2,200	3,080	3,960	4,620
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(単位：円/月)									
	業務用加算	2,618	3,740	4,730	5,500	事業所等 雑排水のみ (単位：円/月)				
	基本料金	520	770	880	1,100	基本料金	520	770	880	1,100
	1～5人	4,187	5,940	7,590	8,800	1～5人	2,506	3,520	4,510	5,280
	6～10人	7,853	11,000	14,190	16,500	6～10人	4,706	6,600	8,470	9,900
	11～20人	15,187	21,340	27,390	31,900	11～20人	9,106	12,760	16,390	19,140
	21～40人	30,902	43,340	55,660	64,900	21～40人	18,537	25,960	33,440	38,940
	41～60人	46,618	65,340	83,930	97,900	41～60人	27,969	39,160	50,380	58,740
	61～100人	67,569	94,600	121,660	141,900	61～100人	40,537	56,760	73,040	85,140
	101～150人	83,284	116,600	149,930	174,900	101～150人	49,969	69,960	89,980	104,940
	151人以上	104,236	145,970	187,660	218,900	151人以上	62,537	87,560	112,640	131,340

その他の使用料体系の概要・考え方	・集落集会所等 基本料金＋使用料				
	集会所等		(単位：円/月)		
		現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	基本料金	520	770	880	1,100
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	使用料	2,089	2,970	3,850	4,400
	令和4年度	3,300 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載		令和4年度 3,029 円
	令和5年度	3,300 円			令和5年度 2,916 円
	令和6年度	3,300 円			令和6年度 2,702 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和7年4月1日現在、上下水道課4名で実施しております。 農業集落排水担当者は1名であり、施設管理の大部分を民間業者へ委託しております。
事業運営組織	※令和元年に上下水道課として設置。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理、水質検査など可能な限り民間委託をしております。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

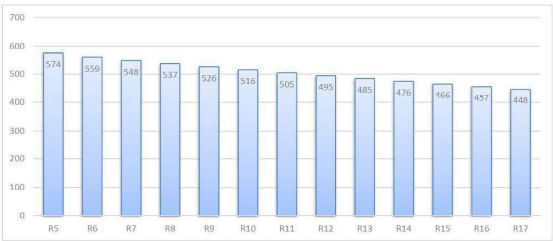
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営分析した結果は、別紙の経営比較分析表のとおりです。

2. 将来の事業環境

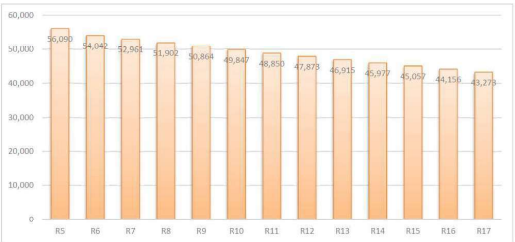
(1) 処理区域内人口の予測

本町の処理区内人口は、令和5年度は574人でしたが、今後は人口減少に伴い、処理区域内人口も減少し令和17年度には448人になると予測されます。



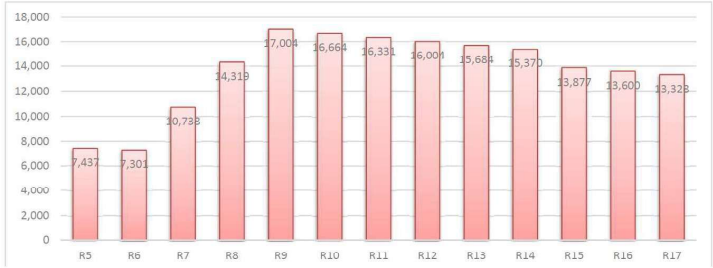
(2) 有収水量の予測

有収水量の実績は令和5年度が56,090㎡のピークでした。今後は農業集落排水への加入促進に取り組んでいきますが、処理区域内人口の減少に伴い、農業集落排水を使用する人口も減少します。その結果、有収水量の減少が予測されます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は令和7年度から令和9年度の3年間で改定を行う予定です。その後令和9年度がピークでそれ以降は人口減に伴い使用料収入は減少します。



(4) 施設の見通し

現在使用している農業集落排水施設は、主に処理場と管渠であり、大部分が初期の平成8年度に整備しております。経営戦略期間内で処理場は供用開始から40年を経過するため、令和2年度に策定した最適整備構想を基本に「農業集落排水機能強化事業」にて機能低下した処理施設、ポンプ施設について機能回復・機能強化を実施します。実施期間は令和5年度から令和9年度までの5年間で予定している。

(5) 組織の見通し

令和元年から上下水道課が新設され職員は4名であり1名が担当している。令和4年度から公営企業法を一部適用した。上水道事業も含めての人数であり、「処理場の維持管理」、「水質検査」など可能な限り民間委託しております。専門知識が必要な業務であることから一定の経験年数がある職員は必要であり職員数も含めて今後の課題である。

3. 経営の基本方針

- 方針1.施設の適切な管理
- ①施設を効率的に管理し、延命化を実施し、安全性の確保と中長期的な経費の削減を図ります。そのために、「農業集落排水機能強化事業」にて機能低下した処理施設、ポンプ施設について機能回復・機能強化を実施します。実施期間は令和5年度から令和9年度までの5年間で予定しています。
- 方針2.経営基盤の強化
- ②主体財源である使用料収入の確保のために、令和7年度から3年間かけて料金改定を行い経営の安定化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽施設を計画的かつ事業費を平準化しながら更新することを基本とし、南海トラフ巨大地震に備え「最適整備構想」の計画にそって施設、管路の耐震化についても検討していく。
-----	---

- ・現在令和5年度より5カ年間の計画で機能強化事業(農業集落排水機能強化事業)を行っています。
- ・補助金収入(補助率)
設備更新額の50%を国の補助金で賄います。
- ・企業債に関する事項(起債率、償還期間、据え置き期間、利率)
設備更新額の50%を企業債で賄います。償還期間は10年で据置期間なし、利率は3.0%としております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費削減に努めながら、事業運営に必要な財源を確保するため、適正な料金体系を検討する。建設改良事業については、国庫補助金や企業債、過疎債を有効活用する。
-----	---

- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、過去の決算状況を踏まえ、また横瀬地区以外の合併浄化槽の年間費用と比較し、新たな使用料を決めた上で算定しております。
- ・補助金収入(補助率)
設備更新額の50%を国の補助金で賄います。
- ・企業債に関する事項(起債率、償還期間、据え置き期間、利率)
設備更新額の50%を企業債で賄います。償還期間は10年で据置期間なし、利率は3.0%としております。
- ・繰入金に関する事項(基準外繰入)
下水道使用料収入で賄えない企業債の元利償還金がある場合は、財源不足分として繰入します。維持管理費については料金改定期間中は繰り入れるが(令和8年度まで)それ以降は繰り入れはしません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項 公営企業法の移行に伴い、人件費を1名分計上しております。毎年2%の人件費の上昇を計上しております。 ・管渠費に関する事項、修繕費に関する事項、総係費に関する事項は、令和8年度の予算額に毎年1%の物価上昇を加算して計上しております。 ・赤字解消方法について 令和9年度以降の新しい料金改定案や「集合処理方式(集落排水等)から個別処理方式(合併処理浄化槽)への転換」を検討

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	徳島県広域推進プランに参加し共同化出来るものを検討中
投資の平準化に関する事項	令和5年度より5か年かけて機能強化事業(農業集落排水機能強化事業)を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の維持管理は民間に委託を実施中
その他の取組	令和7年度から3か年間で料金改定をしても、令和9年度がピークでありその後令和9年度以降には累積赤字となるため、国が示す「人口減少等に伴う使用料収入の減少や老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く情勢に対応するため、経営改善の取組の一つとして、集合処理方式(集落排水等)から個別処理方式(合併処理浄化槽)への転換」を検討する必要があると考えます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度より3か年間かけ合併浄化槽の年間経費並(2.1倍)の料金改定を行う。今後新たな施設回収計画等を実施する場合「料金改定」を検討・実施
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	建物の償却年数(50年)を目安に「現施設の更新方法」を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特にありません。
職員給与費に関する事項	特にありません。
管渠費に関する事項	健全な経営を行うため、経費削減に努めます。
処理場費に関する事項	健全な経営を行うため、経費削減に努めます。
修繕費に関する事項	健全な経営を行うため、経費削減に努めます。
委託費に関する事項	契約内容等の見直しを行い長期継続契約などを活用し費用・経費などの削減に努めます。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	地元住民と意見交換を行い、経営戦略の事後検証や進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。
---------------------	--

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度														令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	資本的収入	1. 企業債		29,500	8,500		22,500																					
		うち資本費平準化債																										
		2. 他会計出資金																										
		3. 他会計補助金																										
		4. 他会計負担金																										
		5. 他会計借入金																										
		6. 国（都道府県）補助金		29,500	8,500		22,500																					
		7. 固定資産売却代金																										
		8. 工事負担金																										
		9. その他の		1	1		3																					
	計 (A)		59,001	17,001		45,003																						
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																											
	純計 (A)-(B) (C)		59,001	17,001		45,003																						
	資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費		59,001	17,001		45,003																				
うち職員給与費																												
2. 企業債償還金			13,588	12,698	12,289	11,138	11,316	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193													
3. 他会計長期借入返還金																												
4. 他会計への支出金																												
5. その他の																												
計 (D)	13,588	71,699	29,290	11,138	56,319	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193															
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		13,588	12,698	12,289	11,138	11,316	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193														
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金																										
		2. 利益剰余金処分数																										
		3. 繰越工事資金																										
		4. その他の																										
		計 (F)																										
補填財源不足額 (E)-(F)		13,588	12,698	12,289	11,138	11,316	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193														
他会計借入金残高 (G)																												
企業債残高 (H)																												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	収益的収支分	16,490	15,374	14,501	14,441	11,600	10,279	10,737	10,576	10,504	10,392	10,350	10,276	10,136	10,032
	うち基準内繰入金	1,488	1,025	690	1,190	1,266	1,474	1,816	1,537	1,344	1,109	941	739	468	231
	うち基準外繰入金	15,002	14,349	13,811	13,251	10,334	8,805	8,921	9,039	9,160	9,283	9,409	9,537	9,668	9,801
資本的収支分	資本的収支分	13,588	12,698	11,797	11,138	11,316	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193	
	うち基準内繰入金	13,588	12,698	11,673	11,138	11,316	9,811	8,528	5,825	1,142	1,155	1,167	1,180	1,193	
	うち基準外繰入金			124											
合 計		30,078	28,072	26,298	25,579	22,916	20,090	19,265	16,401	11,646	11,547	11,517	11,456	11,329	10,032

原価計算表

供用開始年月日 平成 8 年 7 月 1 日
 処理区域内人口 559人
 計算期間 自令和7年4月至令和11年3月
 (4年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年(R6) 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)(R7~10)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 7,301	千円 13,818	千円	千円 13,818
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	690	1,436		1,436
合 計	7,991	15,254	0	15,254

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	給 料	千円	千円	千円 0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	311		0
	材 料 費	645		0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
	そ の 他			0
小 計	956	257	0	257

支 出 の 部

項 目			金 額			
			最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
処理場費	人件費	給料				0
		諸手当				0
		福利費				0
			4,484			0
	修繕費	874			0	
	材料費	1			0	
	薬品費	0			0	
	委託料	7,536			0	
その他	85			0		
小 計			12,980	18,027	0	18,027
総係費	人件費	給料	2,760			0
		諸手当	1,458			0
		福利費	783			0
	動力費				0	
	修繕費				0	
	材料費				0	
	薬品費				0	
	委託料	664			0	
その他	3,686			0		
小 計			9,351	9,606	5,236	4,370
一般管理費	人件費	給料				0
		諸手当				0
		福利費				0
	流域下水道管理運営費負担金					0
	委託料				0	
	その他				0	
小 計			0	0	0	0
資本費	支払利息		690			0
	減価償却費		25,310			0
	企業債取扱諸費					0
小 計			26,000	31,545	31,545	0
合 計 (Y)			49,287	59,435	36,781	22,654

資 産 維 持 費 (Z)

使用料対象経費(Y) + (Z)

22,654

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 =

0.61

<使用料水準についての説明>

使用料収入は、令和5年度の決算状況を踏まえ、また横瀬地区以外の合併浄化槽の年間費用と比較し、新たな使用料を決め算定しております。費用は施設の維持管理費用に充当しますが、今後維持管理費は増加することが避けられない状況です。このため、健全で安定的な下水道事業の継続と住民負担の軽減を念頭においた経営の効率化に務めるとともに、人口減少下において下水道事業の安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え引き続き、適正な料金体系の検討を行います。

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

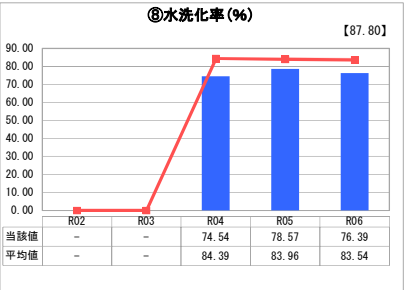
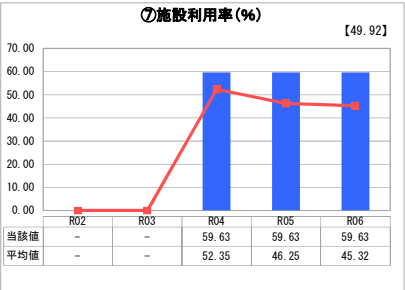
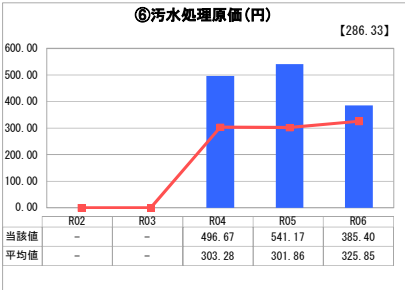
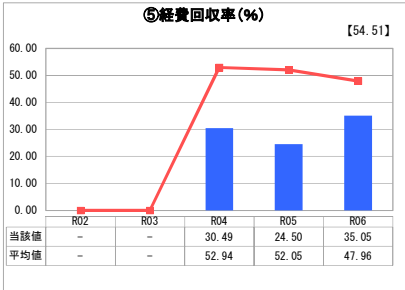
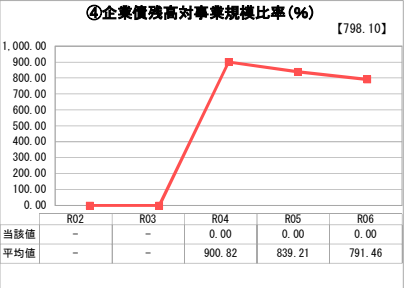
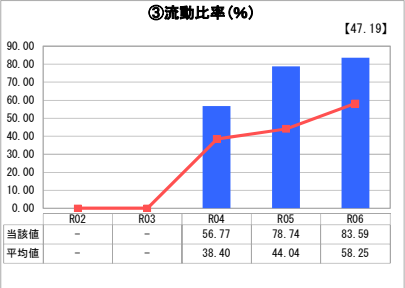
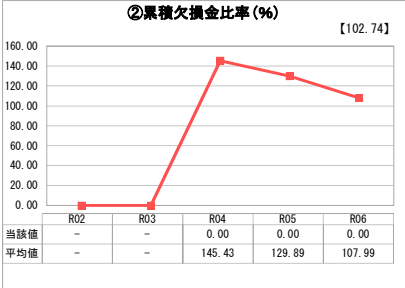
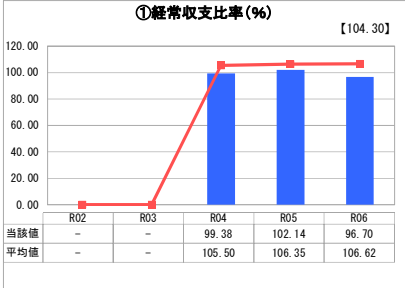
徳島県 勝浦町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	76.29	12.39	100.00	3,138

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,570	69.83	65.44
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
559	0.26	2,150.00

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町の農業集落排水事業において、経営の健全化を示す経常収支比率（表①）の値は、単年度の収支が黒字であることを示す100%に近い96.7%となっている。

こちらは特別利益（過年度損益修正益）が多いためであり通常は不足分を一般会計からの繰出金でほぼ賄っている。

その為令和7年度から9年度にかけ料金改定を行い、経営を安定化させていく予定である。

累積欠損金比率（表②）は0%で累積欠損金はないが、汚水処理に係る経費を使用料でどの程度賄えているかを表す経費回収率（表⑤）の値も前年に引き続き24.5%と悪い。今後は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

施設の1日の利用率（表⑦）60%未満である。

水洗化率（表⑧）については、75%前後で推移しており、全国平均と比較しても低く、施設への接続率が低い状態が続いており、水洗化率の向上にむけた普及啓発を行っていく必要がある。

また、汚水処理原価（表⑥）については、以前から、維持管理費等の増加に伴い、悪化傾向となっていたが、近年は国補事業を活用し施設の強靱化を図っている。また「機器等の大きな故障がなかったため」維持管理費が減少している。

今後も維持管理費の削減や接続率の向上による有収水量を増加させる取り組みなど改善が必要である。

2. 老朽化の状況について

本施設は、供用開始から約25年以上が経過し老朽化が進み以前は故障箇所も多かったが、平成23年度から平成27年度にかけて、処理場の機能強化を実施したため現状では、管渠の老朽化度合を示す管渠老朽化率は0.0%であり減価償却率も類似団体の数値より低いため、勝浦町の施設はまだ新しいといえる。

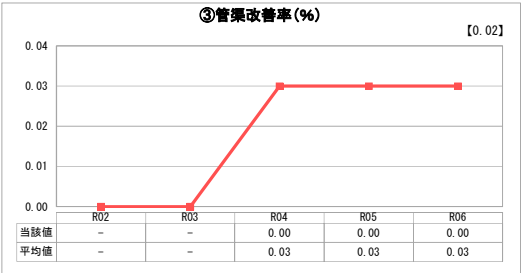
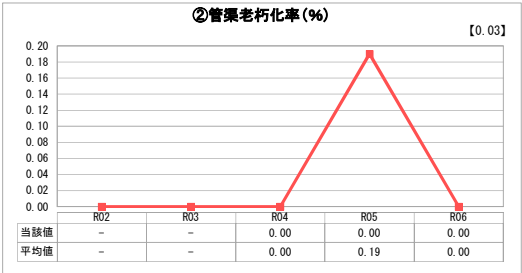
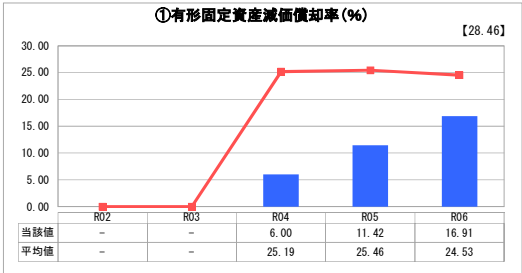
現在、施設の機能診断と最適整備構想の策定を行い令和5年度から「機能強化事業」を実施している。今後も適切な施設の運営を行うため、機能強化事業の実施と継続的な保守点検の実施について検討・実施していく必要がある。

全体総括

本施設は、供用開始から約25年以上が経過し老朽化が進み以前は故障箇所も多かったが、平成23年度から平成27年度にかけて、処理場の機能強化を実施したため現状では、管渠の老朽化度合を示す管渠老朽化率は0.0%であり減価償却率も類似団体の数値より低いため、勝浦町の施設はまだ新しいといえる。

現在、施設の機能診断と最適整備構想の策定を行い令和5年度から「機能強化事業」を実施している。今後も適切な施設の運営を行うため、機能強化事業の実施と継続的な保守点検の実施について検討・実施していく必要がある。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。